

第11回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～ネガワット取引に係るガイドライン整備について～

平成28年9月27日（火）



電力取引監視等委員会
Electricity Market Surveillance Commission

本日、御議論頂きたい内容

- 第9回制度設計専門会合において、ネガワット取引について、①直接協議スキームは来年4月より取引を実施する、②確定数量スキーム及び第三者仲介スキームは実務者会合で引き続き検討を続ける旨の今後の方針が決定された。
- そこで本日は、直接協議スキームを実施する上で必要となる規律を規定するガイドライン案（骨子）について、ご議論いただく。

【第7回（5/25）】

- ネガワット事業者に求める規律
 - －規律の具体的内容
- 同時同量・インバランス
 - －取引スキームのモデル
 - －契約関係の整理
 - －時系列ごとの業務

【第8回（6/17）】

- 第三者仲介スキームの具体化
- 監視のあり方
 - －市場におけるネガワット取引の適正性確保のための監視
- その他の論点について
 - －部分供給を受けている場合
 - －複数の需要抑制契約を締結している場合
 - －需要地近接性割引制度との整合性について

【第9回（7/28）】

- 今後の方針の決定
 - －直接協議スキームについて、来年4月より取引を実施
 - －確定数量スキーム及び第三者仲介スキームについて、実務者会合を組織し、引き続き検討
- 今後対処すべき課題等
 - －ネガワット取引に係る規律

【今回（9/27）】

- ネガワット取引に係る規律
 - －ガイドライン案（骨子）の検討

(参考) 電気事業法におけるネガワット取引の位置付け

- 昨年の改正電気事業法（第3弾）において、小売電気事業者等が供給力として活用する節電電力量（ネガワット量）を、発電電力量と同様、一般送配電事業者が行う電力量調整供給（インバランス供給）の対象と位置付けた（供給力の市場化）。
*インバランス供給：事前に計画した供給（需要）量の計画値と実績値の差分を一般送配電事業者が調整すること
- これにより、小売電気事業者等は、ネガワット事業者から供給されるネガワット量に対して、一般送配電事業者による電力量調整を受けられるようになった。

電気事業法改正法（第3弾）上の位置付け

(定義)

第二条

七 電力量調整供給（略）

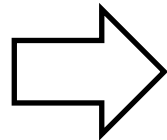
- 特定卸供給（小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給であつて、電気事業の効率的な運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下この□において同じ。）を行う事業を営む者 特定卸供給に係る電気（略）

ネガワット：15

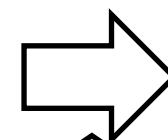
ネガワット：15

調達量：20

需要家



ネガワット事業者



小売電気事業者等

インバランス供給：5

一般送配電事業者

ネガワット事業者により計画どおり節電がなされない場合でも、インバランス供給がなされることで、小売電気事業者等は計画どおりに、供給力調達可能に。

(参考) ネガワット事業者に求める規律

- ネガワット事業者は、電気事業法上位置づけられてはいないものの、電力の適正な取引の確保や需要家保護の観点から踏まえて、一定の規律を求めていく必要がある。
- そのため、ネガワット事業者に求められる要件を省令等で今後規定するとともに、当該要件が担保されているのかを適切に監視等していく。

(※)ネガワット事業者に係る関連情報 (企業名・取引量等) の収集・公表方法についても併せて実務的に議論。

【「特定卸供給」を行うネガワット事業者に求められる要件 (省令等で規定する要件)】

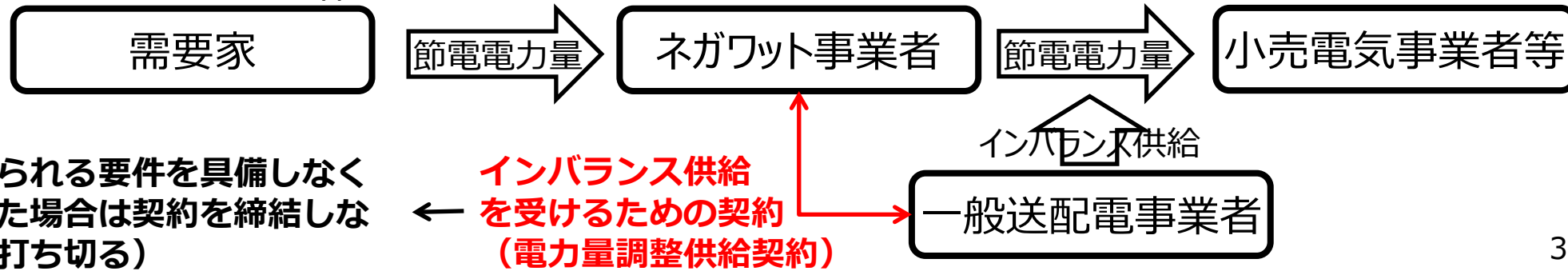
要件①：需要家に対して需要抑制の指令を適時適切に出せること。

要件②：電力の安定かつ適正な供給のため適切な需給管理体制や情報管理体制を保有すること。

要件③：需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること。

要件④：需要抑制の対象となる需要家に、通常電力を供給する小売電気事業者がネガワットの供給により不利益を被ることがないよう、適切なベースラインを設定し、ネガワット調整金を支払うなど、小売電気事業者に対し必要な措置を講ずることができること。

【求められる要件の担保措置】



(参考) 特定卸供給の要件に関する省令案

- 前頁の「ネガワット事業者に求められる要件」の①～③は特定卸供給の要件に関する省令に規定（本省令については、今月11日まで意見公募を実施し、今後公布・施行予定。）。
- なお、同要件の④については、特定卸供給（ネガワット取引）自体に係る要件ではなく、取引実施に当たって協議し得る事項の例示であることから、適正取引ガイドラインに規定（後述）。

<特定卸供給の要件に関する省令案>

(用語の意義)

第一条 (略)

2 この省令において「特定抑制依頼」とは、**ネガワット事業者に求められる要件②③**、**ネガワット事業者に求められる要件①**、**充実した情報管理体制を維持しつつ、使用を抑制すべき日時及び電気の量その他必要な事項を定めて**、小売電気事業者、一般送配電事業者又は登録特定送配電事業者（以下この条において「特定抑制対象事業者等」という。）から**電気の供給を受ける者に対し、特定抑制対象事業者等の供給する電気の使用を抑制することを依頼すること**をいう。

(特定卸供給の要件)

第二条 法第二条第一項第七号ロの経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 **特定抑制依頼（略）によって得られた（略）電気を供給しようとする**ものであること。
- 二 **小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な電気を特定抑制依頼により確保する見込みがある**こと。
- 三 (略)

適正取引ガイドラインについて

- 経産省と公取委が共同で定める「適正な電力の取引についての指針」では、各分野における適正取引の「考え方」、電事法及び独禁法上「問題となる行為」や適正取引の観点から「望ましい行為」を規定。

問題となる行為

望ましい行為

小売分野

- 特定の需要家に対する不当な安値設定等
- 部分供給における不当な取扱い
- スwitchingにおける不当な取扱い
- 需要家への不当な情報提供
- 不当な違約金、精算金の徴収 等

- 適切な標準メニューの設定・公表
- 託送料金相当額の請求書等への明記 等

卸売分野

- 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更
- 常時バックアップにおける不当な取扱い
- 卸売事業者に対する小売市場への参入制限
- インサイダー取引、インサイダー情報の不公表、相場操縦等

- 分社化した際の常時バックアップの契約窓口
- 卸電力取引所の積極的な活用
- インサイダー取引や相場操縦を防ぐ社内管理体制の構築 等

託送分野

- 託送供給等業務に関して得た情報の目的外利用の禁止
- 一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用
- 一般送配電事業者の保有情報の差別的な開示・周知
- 需要家への差別的な対応
- 代表契約者制度における差別的な対応 等

- 利用形態を反映した託送供給料金設定
- 送配電部門と他部門の業務の区分と連携
- 託送供給により得られた情報の管理
- 系統運用や系統情報の開示・周知 等

他のエネルギーと競合する分野

- 自家発電設備の導入又は増設の阻止
- 自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要
- オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供 等

- 自家発電設備を系統に連系する場合の技術基準の遵守 等

ネガワット取引に関する改正方針（1 / 3）

- 適正なネガワット取引の基本的な考え方について、以下の方針で、適正取引ガイドラインに「考え方」として規定してはどうか。

考え方

① ネガワット取引の意義・内容



電気事業法上特定卸供給とされるネガワット取引の意義・内容について規定。

② ネガワット事業者に求める規律



第7回制度設計専門会合の整理に従い、ネガワット事業者に求める規律を規定。

（①適切な需要抑制の指示、②安定供給のための需給管理体制や情報管理体制、③需要家保護の観点からの情報管理体制、④適正な取引の実施に関する小売電気事業者との契約）

③ 関係当事者間での協議に関する規律

- ・ ネガワット事業者と需要家
- ・ ネガワット事業者と小売電気事業者（ネガワットの供給元）
- ・ ネガワット事業者と他の小売電気事業者（ネガワットの供給先）



直接協議スキームにおいて、各関係当事者間において協議することが想定される事項を具体的に例示（需要抑制の方法・時期、ベースラインの算定方法、報酬・ペナルティ、小売電気事業者に対する措置、苦情や問い合わせに対する相互連絡等）。

（備考）独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

ネガワット取引に関する改正方針（2 / 3）

- 具体的な規律について、以下の方針で、適正取引ガイドラインに「望ましい行為」として規定してはどうか。

望ましい行為

① ネガワット取引の適正な利用（主体：関係当事者）



ネガワット取引の普及に向けて、関係当事者がネガワット取引を公正かつ適正に利用することを「望ましい行為」として規定（小売電気事業者による需給調整契約を含む。）。

② 需要家に対する公平な取扱い（主体：小売電気事業者）



ネガワット取引の実現には需要家のみならず、小売電気事業者の協力が不可欠であるところ、小売電気事業者において、ネガワット（需要抑制）を行う需要家を公平に取り扱うことを「望ましい行為」として規定。

③ 事前説明、並びに契約締結前及び契約締結後交付書面の交付（主体：ネガワット事業者）



適正なネガワット取引の実施の観点から、ネガワット事業者において、需要家に対し、事前説明や使用抑制に係る契約締結前及び契約締結後交付書面を交付することを「望ましい行為」として規定。

④ 苦情等に対する迅速な対応・相談窓口の設置（主体：ネガワット事業者）



需要家からの苦情や問い合わせについて、相談窓口を設置するなどして、適切かつ迅速に処理することを「望ましい行為」として規定。

ネガワット取引に関する改正方針（3 / 3）

- 「発電量調整供給」から「電力量調整供給」への用語の変更に伴い、規制対象である「託送供給等業務」や「送配電等業務」に、ネガワット事業者に対するインバランス供給が含まれる。

主な改正点（主体：一般送配電事業者）

- ① 情報の目的外利用の禁止（「問題となる行為」）。



一般送配電事業者は、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用が禁止される。

- ② 差別的取扱いの禁止（「問題となる行為」）。



一般送配電事業者は、送配電等業務における差別的取扱いが禁止される。

- ③ ネガワット事業者との情報連絡窓口（「望ましい行為」）



託送供給等業務に係る情報連絡窓口は、一般送配電事業者の自己又はグループ内の小売部門ではなく、当該一般送配電事業者の送電サービスセンター・給電指令所とされる。